

○若狭町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
若狭町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	建設課 0770-45-9104
若狭町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大120万円(工事費の80%以内)	
若狭町空き家 活用支援事業	補助	町内の空き家を購入または賃借する者が定住する際に必要な改修に要する経費に対する補助 【補助金額】 上限60万円(改修費の50%) ※改修費用が20万円以上の工事が対象	総合政策課 0770-45-9112
若狭町老朽危険空き家 除却支援事業	補助	老朽危険空き家等の除却工事に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ・老朽危険空き家の除却工事 50万円 ・準老朽空き家の除却工事 30万円	
若狭町要介護老人等 住宅改造費助成事業	補助	【目的】 介護を必要とされる方が、在宅での生活を続けていくために住宅を改造する場合、費用の一部を助成 【対象者】 1 要介護3～5と判定された方 2 要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方 【補助金額】対象経費の9/10(上限80万円) ※一定以上の所得を有する65才以上の方は8/10から7/10	福祉課 0770-62-2703
住宅改修(介護保険)	給付	要支援1・2、要介護1～5と認定された方の、自宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消など対象となる住宅改修を行った場合、費用の一部(※)を支給 改修対象の確認や、本人の状態にあった改修ができるよう、着工前までに事前申請が必要です 【支給限度基準額】 20万円 ※20万円を上限に住宅改修の実際の費用の9割から7割相当	
重度身体障害者(児) 住宅改造費助成事業	補助	【対象者】・視覚障害者・肢体不自由者2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】対象工事に要する費用の8割(支給限度額80万円) ※所得制限あり。また、一部対象者は限度額60万円	
住宅改修 (地域生活支援事業)	給付	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【給付額】工事に要する費用の9割(支給限度上限額20万円)	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。